平成２２年（フ）第９号
茨城県日立市南高野町３丁目16番６―202号、前住所茨城県日立市東多賀町４丁目６番21―103号
債務者　鈴木　三郎
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第１０号
茨城県高萩市有明町２丁目85番地の１有明シーサイドマンションＢ―102、前住所茨城県高萩市大字高戸449番地の１　23号
債務者　田口　祐三
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第１４号
茨城県北茨城市平潟町688番地１号江口アパートＡ―１、住民票上の住所茨城県北茨城市平潟町1126番地75
債務者　秋山　裕美
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第１５号
茨城県日立市会瀬町２丁目１番１号
債務者　森　　節子
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第１６号
茨城県日立市会瀬町２丁目１番１号
債務者　森　　敬
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第８号
茨城県古河市諸川1660番地、前住所茨城県古河市尾崎14番地79
債務者　待鳥　美絵（旧姓磯）
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第３９号
茨城県筑西市玉戸1602番地４　ＭＫハイツ201号室
債務者　森澤　秀隆
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第４８号
茨城県桜川市羽田1170番地
債務者　横田　房子
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第４９号
茨城県坂東市岩井1968番地３　森アパートＢ棟１階
債務者　国本　　武
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第３号
栃木県真岡市青田372番地
債務者　柴山　賢一（旧姓和田）
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２２年（フ）第１７号
富山県射水市太閤山２丁目５番地　県営住宅１―102
債務者　東條　由美
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第９号
金沢市無量寺第２区画整理地19街区17番地１メゾングラース・ハヤト205号室、従前の住所金沢市糸田新町３番14号
債務者　畠中裕見子
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第１９号
石川県河北郡津幡町字太田い105番地、従前の住所福井県吉田郡永平寺町松岡松ヶ原１丁目306番地
債務者　齊藤　誠之
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第５１８号
山梨県甲府市善光寺３丁目３番11号　メゾン企画２―Ｃ号室、申立時の住所山梨県笛吹市一宮町坪井556番地13
債務者　佐藤　房子
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４２２号
長野県松本市大字島内895番地11　市営住宅Ⅰ―304
債務者　徳山　寿絵
1　決定年月日時　平成22年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第１３号
長野県松本市大字惣社82番地１　ヴィラソウザ202、前住所長野県松本市大字水汲249番地５
債務者　丸山　晴子
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第３６６１号
愛知県津島市寿町41番地１　ベルタウンローレルＢ棟201号
債務者　杉村　弘美
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部